

社会福祉法人尚徳会 居宅介護支援事業所とよおかの里事業運営規定

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人尚徳会が開設する居宅介護支援事業所とよおかの里（以下「居宅介護支援事業所とよおかの里」という）が行う居宅支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等の連絡調整その他便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営む事ができるように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる相談援助を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準』(厚生省令第 38 号)平成 11 年 3 月 31 日付) 第 13 条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称)

第 3 条

名称及び所在地は次の通りである。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所とよおかの里
- (2) 所在地 豊岡市香住 1272 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条

社会福祉法人尚徳会居宅介護支援事業所とよおかの里(以下居宅介護支援事業所という)に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名(介護支援専門員と兼任)

管理者は所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

- (2) 介護支援専門員 2 名(管理者と兼任 1 名、介護支援専門員専任 1 名)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

居宅支援事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、12月29日から1月3日は除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条

居宅支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用量の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事務所
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービスガイドライン
- (3) サービス担当者会議等の開催場所 更新申請、区分変更認定の際、サービス担当者会議、もしくは照会を行います。
- (4) サービス担当者会議の場所 相談室
- (5) 介護支援専門員の居宅訪問 必要に応じて訪問、但し、1ヶ月訪問します。
- (6) モニタリング等の実施 最低1ヶ月に1回は心身の状態に応じたサービスの見直しを行い記録します。

2 厚生労働大臣が定める基準(若しくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場所については、以下の額を徴収する。

通常事業実施区域と通常事業実施区域外の境界から1kmにつき50円

タクシー利用の際は実費負担

4 その他の費用の徴収が必要になった場合には、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条

通常の事業の実施範囲は豊岡市（但東町を除く）

第8条

居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図る為、研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成18年10月15日から施行する。

この規程は平成21年10月1日から改訂、施行する。

この規程は平成30年8月1日から改訂、施行する。

この規程は平成30年11月22日から改訂、施行する。